

事務連絡
平成 29 年 3 月 2 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づく公費負担申請における個人番号の記載及び第 37 条第 2 項の規定に基づく公費負担申請に係る自己負担額の認定に係る地方税情報との連携についての方針が決定されました。

これに基づき、下記のとおり通知しますのでご承知の上、手続き等につきまして遺漏無きようお願いいたします。

記

1. 感染症法第 37 条の 2 第 1 項に基づく結核患者医療の公費負担申請において個人番号の記載を求めていることについて（別紙 1 参照）

都道府県等が公費負担額を決定する際には、感染症法第 39 条第 1 項の規定に係る他の法律による医療に関する給付との調整について確認する必要がある。その際、申請者の保険情報を確認するべきであり、この点における事務の効率化を行うために個人番号を使用するものである。引き続き、個人番号を取得し、公費負担額の決定事務について適切に運用いただきたい。

2. 感染症法第 37 条第 2 項に基づく公費負担申請に係る自己負担額の認定に係る地方税情報との連携について（別紙 2 参照）

感染症法第 37 条第 2 項に基づく公費負担申請に係る自己負担額の認定については、現行では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成 7 年厚生省発健医第 189 号事務次官通知）により所得税額を基準としているが、地方税を基準とし、個人番号による情報連携が可能となるよう、通知改正やデータ標準レイアウトの改正等必要な措置を講ずることとする。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 31 条に基づく措置入院

患者の費用徴収額の認定については、別紙のとおり、平成 29 年中に結論を得ることとされており、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。

また、データ標準レイアウトの変更については地方公共団体及び国のシステム改修と総合運用テスト等が必要となり 1 年の期間を要する。

以上により、平成 30 年 7 月からをテスト期間とし、平成 31 年 7 月からの適用を予定している。地方公共団体におかれては、データ標準レイアウト変更に係るシステム改修予算の措置等についてご留意いただきたい。